

## 浄化槽保守点検業の登録申請に必要な書類等

- 1 浄化槽保守点検業登録申請書
- 2 誓約書
- 3 申請者(法人の場合)の登記簿謄本もしくは履歴事項証明書
- 4 役員の履歴書
- 5 浄化槽管理士の住民票の抄本
- 6 浄化槽管理士の略歴書
- 7 浄化槽管理士免状の写し
- 8 姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に定める講習会の受講修了証
- 9 浄化槽管理士雇用証明書又はそれに代わるもの
- 10 営業所の付近見取図
- 11 事業計画書
- 12 浄化槽の保守点検に関する契約書の様式
- 13 汚泥引受に関する提携書
- 14 法第7条及び法第11条の水質に関する検査の実施の方法に関する書面
- 15 器具調書
- 16 作業用器具の写真
- 17 登録手数料を納付された証明となる「納入通知書兼領収書」の写し

・登録申請の場合

金 35,000円(姫路市納入書による)

・更新登録申請の場合

金 30,000円(姫路市納入書による)

※ 書類は正副2部提出してください。

法第7条及び法第11条の水質に関する検査の実施の方法に関する書面については、例示であり、他の方法でもよいものとする。

# 浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者住所

フリガナ

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

明・大・昭・平 年 月 日生

電話

( ) -

登録の種類	新規・更新	※登録番号	第 号
		※登録年月日	年 月 日
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名			
フリガナ 氏名	役名(常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名(常勤・非常勤)
申請時において既に受けている登録		第 号( 年 月 日登録)	

誓 約 書

年 月 日

(宛 先) 姫 路 市 長

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私は、姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項  
第1号から第6号までに該当しないことを誓約します。

営業所の所在地

営業所の名称

電話(        )        -

フリガナ 浄化槽管理士氏名	浄化槽管理士が専任 (兼任)する市町名	フリガナ 浄化槽管理士氏名	浄化槽管理士が専任 (兼任)する市町名

他の都道府県知事及び保健所を設置する市の長の登録状況

都道府県名又は市名	登録番号	登録年月日
		年    月    日
		年    月    日
		年    月    日

注 1. ※の欄は、記入しないで下さい。  
2. 提出書類は、2部とする。  
(添付書類) 姫路市浄化槽に関する規則第8条に規定する書類

申請者(本人、法定代理人、法人の役員)の略歴書

住 所

電話(        )        -

フリガナ  
氏 名

職 名

生年月日

職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容

行政 処分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容

上記のとおり相違ありません。

年        月        日

氏 名

注1「本人、法定代理人、法人の役員」については、該当事項を○で囲んでください。

注2「行政処分等」については、法若しくは法に基づく処分若しくは条例若しくは条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は法若しくは条例に基づく処分を受けた者についてのみ記入してください。

浄化槽管理士の略歴書

住所

電話( ) -

フリガナ

生年月日 年 月 日生

氏名

免状番号

職名

免状交付年月日 年 月 日

期間

従事した職務内容

職  
歴

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

# 雇用証明書

下記の者は、私(当社)の従業員(常勤役員)であることを証明します。

記

フリガナ

従業員名

---

雇用開始年月日

年 月 日

(宛先) 姫路市長

年 月 日

住所

---

氏名

(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名)

---

# 事業計画書

住所

氏名

## 1. 保守点検を行う予定の浄化槽

営業区域にかかる 市町名		処理対象人員			
単 独 処 理	5人～20人				
	21人～300人				
	301人～500人				
	501人以上				
合 併 処 理	5人～50人				
	51人～200人				
	201人～500人				
	501人以上				



2. 浄化槽管理士の担当する浄化槽

(1)

営業区域にかかる 市町名							
		担当基数	補正 係数	補正值	担当基数	補正 係数	補正值
単 独 処 理	5～20人						
	21～300人						
	301～500人						
	501人以上						
合 併 処 理	5～50人						
	51～200人						
	201～500人						
	501人以上						
合計			-			-	

※補正係数及び補正值は別紙1に準ずること。

## 営業区域における浄化槽の設置基数が少ない等の判断基準

条例第9条第2項ただし書の判断基準は、概ね次の表の補正値の合計の数字が600以下をもって設置基数が少ない等として取り扱うことができるものとする。

	処理対象人員	保守点検(予定)基数(1)	補正係数(2)	補正値(3)
単 独 処 理	5～20人		1.0	
	21～300人		2.5	
	301～500人		6.0	
	501人以上			
合 併 処 理	5～50人		1.5	
	51～200人		7.0	
	201～500人		20.0	
	501人以上			
	合 計		-	

注1 単独処理とは、し尿のみを処理する浄化槽をいい、合併処理とは、し尿及び雑排水を処理する浄化槽をいう。

注2 この表は、浄化槽管理士ごとに作成すること。

注3 補正係数は、当該浄化槽の作業量及び保守点検回数が通常の状態と著しく異なる場合には変更することができる。

注4 処理対象人員が501人を超える浄化槽については、当該浄化槽ごとの作業量及び保守点検回数によって補正係数を定めるものとする。

処理対象人員501人以上の場合の補正值算出表

施設名				合計
基礎係数	単独処理=24 合併処理=30	(A)		
設計汚水量(Q1m <sup>3</sup> /日)による加算	$(B) = (Q1 - a) \times 0.026$ 単独処理 a=25 合併処理 a=100	Q1 (B)		
高度処理等による係数	$(C) = 1 \sim 1.2$ 接触酸化 1.1 高度処理無し 1	(C)		
保守点検回数(回/週)	3000人以下 (D)=2以上 3001人以上 (D)=6以上	(D)		
補正值=				
	$\{(A) + (B)\} \times (C) \times (D)$			
当該浄化槽管理士以外の技術管理者が保守点検を行う場合	$(E) = c \div (c + d)$ c:浄化槽管理士が保守点検を行う時間 d:技術管理者が保守点検を行う時間	(E)		
補正值=				
	$\{(A) + (B)\} \times (C) \times (D) \times (E)$			

## 浄化槽清掃業者との業務に関する提携書

申請者(以下「甲」という。)及び浄化槽清掃業者(以下「乙」という。)は、浄化槽の管理について業務に関する提携を行い、甲が浄化槽保守点検を行った浄化槽につき、浄化槽の清掃が必要な場合には、甲は乙に必要な指示を行い乙は甲の指示により浄化槽の清掃を浄化槽の技術上の基準に従って行い、乙は甲に報告する。

年 月 日

甲

住 所

.....

氏 名

印

.....

乙

住 所

.....

氏 名

印

.....

## 条例第10条第3項の実施の方法に関する書面(例1)

浄化槽保守点検業者(以下「甲」という。)は、浄化槽の保守点検に関する契約を行う場合は法第11条の検査についても併せて契約を結ぶよう努力します。指定検査機関(以下「乙」という。)は、併せて契約を行った浄化槽について、甲の浄化槽保守点検を尊重し、浄化槽管理者と協議して定めた時期に法第11条の検査を実施するものとします。

年 月 日

甲

住 所

氏 名

印

乙

住 所

氏 名

印

## 条例第10条第3項の実施の方法に関する書面(例2)

私は、浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽管理者に対し、浄化槽法第7条及び同第11条に規定する水質に関する検査(以下「法定検査」)を指定検査機関で受けさせるよう十分説明し、理解を得るよう努めます。

なお、法定検査の結果に基づいて、浄化槽管理者と協議し、浄化槽を適正管理するよう努めます。

年 月 日

住 所

.....

氏 名

.....

## 器具調書

営業所の名称		
器具の名称及び数		
器具の名称	型 式	数
温 度 計		
透 視 度 計		
水素イオン濃度指数測定器具		
溶存酸素濃度測定器具		
汚泥沈殿試験器具		
残留塩素測定器具		
亜硝酸性窒素測定器具		
スカム及び汚泥厚測定器具		
汚泥採集用器具		
携帯用顕微鏡		
自吸式ポンプ		
換気ファン		
照 明 器 具		
水 準 器		

注:この様式は、営業所ごとに記入してください。